

動き出した監獄法改正

代用監獄の恒久化に向けた動きにどう対応するか

1982年4月に、政府が提出した刑事施設法・留置施設法案（いわゆる拘禁二法案）は、警察立法であった留置施設法案と相まって、処遇の非近代性が克服されてしまう。また、代用監獄を存続させるなど多くの問題点を有しており、被拘禁者的人権保障が国際水準から見ても遠く及ばないものでした。

そのため、日弁連は、同年5月の定期総会で、「留置施設法案は廃案、刑事施設法案は抜本的修正なき限り廃案を求める」旨の決議を行ない、それ以降、拘禁二法案対策本部を設置して、拘禁二法案反対運動を全国的規模で展開しました。

その結果、拘禁二法案は1度も審議されることなく、衆議院解散によって廃案となりました。その後、拘禁二法案は修正の上、2度国会に提出されました。結局、いずれも衆議院解散により廃案となっています。

最後に廃案になった後、10年以上もの間、目立った動きもありませんでしたが、名古屋刑務所での刑務官による暴行事件を契機に、昨年4月、法務省に行刑改革会議が設置され、法律家、学者、ジャーナリストなどの有識者が参加して、12月には提言がまとめられました。

これを受けて、本年5月20日、法務省から日弁連に対し、未決を含め、監獄法の全面改正案を来年の通常国会に提出したい旨の意向が伝えられました。それと併せて、警察庁においても、法務省が未決を含めた立法をするならば、留置施設における処遇を定める法律

を作る意向であることが明らかにされました。ここにおいて、またもや、拘禁二法案が提出される情勢となっていました。

その後、本年6月4日、法務省から日弁連に対し、法務省・警察庁と日弁連との三者協議の申入れがあり、日弁連は代用監獄の恒久化につながる法制度には反対すること及び代用監獄や未決・死刑確定者の処遇についても、行刑改革会議のような審議機関を設置することの2点の基本姿勢を確認した上で受け入れました。そして7月28日に第1回、9月14日に第2回の三者協議会が開催されました。

2回の三者協議会を通じて、この協議会では代用監獄問題とそれに関連する事項を取り扱うという方向性がほぼ固まりました。また、未決と既決は別の法案を作成すべきという日弁連の主張について、一定程度の理解を得ることができました。しかし、代用監獄の存廃については鋭く意見が対立しています。

東京弁護士会においても、会員が立ち上がり、かつてのような拘禁二法案反対運動を組織し、国民に広く訴えかける運動を展開することができるかどうかが問われようとしています。代用監獄の弊害事例の収集や会員集会の開催等により、この問題について、会員の皆さんと情報や意識を共有していきたいと考えています。

（刑事拘禁制度改革実現本部事務局長 山下 幸夫）

拘禁二法問題に関する動き

- 1976年 3月 法務大臣が法制審議会に監獄法改正を諮問
- 1980年 11月 法制審「監獄法改正の骨子となる要綱」答申
- 1982年 4月 政府、拘禁二法案を国会提出
- 1983年 11月 廃案（衆議院解散）
- 1987年 4月 政府、拘禁二法案を一部修正の上再提出
- 1988年 12月 法案の実質審議行なわれる
- 1990年 1月 廃案（衆議院解散）
- 1991年 4月 政府、1987年と同一法案を国会に提出

- 1992年 2月 廃案（衆議院解散）
- 2003年 12月 法務大臣の諮問機関である行刑改革会議が「提言」を公表
- 2004年 5月 法務省が日弁連に、未決も含めた監獄法全面改正の方針を伝達
- 2004年 6月 法務省が日弁連に、警察庁も含めた三者協議会の提案
- 2004年 7月 日弁連と法務省・警察庁との三者協議会（第1回）開催